

予算特別委員会会議録(4)			
日 時	平成10年9月21日(月)	開 議	午後1時00分
		散 会	午後5時03分
場 所	第2委員会室		
議 題	付託案件		
出席委員	八田委員長、渡部(智)委員長、大竹、松本、斉藤、佐藤(幸)、新野、久末、倉田、浅田、阿部、琴坂各委員		
説明員	財政・市民・福祉・環境各部長、保健所長、樽病事務局長ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記 記録担当</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

開議宣告。署名員に斉藤、阿部両委員を指名。付託案件を一括議題とし、理事者からの発言の申し出を許可する。

保健所長

0-157のその後の経過について

既に迅速検査法で陰性であるとされていた27名の職員について、9月19日午前11時、標準法においても全員陰性であることが確認された。健康保菌者の一人目の職員は9月21日午前9時、保菌後の検便検査で陰性と確認された。第2例目については抗生物質の投与は終了し、48時間を経過してから検便検査を実施する予定である。以上のことから、給食の再開は可能であると考えている。

学校給食課長

教育委員会としては保健所の検査結果により、安全性が確認されたので、9月24日からオタモイ共同調理場の調理を再開する。

委員長

これより厚生常任委員会所管事項の質疑に入る。

浅田委員

マイカル小樽の商業施設から排出されるごみ処理について

開発事業者任せるとのことであるが、これについてOBCではどのように考えているか。

環境部長

現在の試算では、マイカル桑名やマイカル明石等での実績などから、概ね1日当たり約15トン程度の廃棄物が排出されると推計している。概ね15トンの内、5分の4は基本的には生ごみ等であるが、これらについてはマイカル小樽内の建物の中に一定の空間をとって、資源化するための施設を整備すると聞いている。

リサイクル資源は市内で対応するもの、あるいは市内では受け皿がないので、道内外で対応するものもある。なお、残る5分の1は最終的には分別等が難しいものとして、市の埋立処分場に受け入れるということで協議を進めている。ただ、排出ごみの形態がまだはっきりとしないので、その辺については収集運搬・処分も含めて、逐次協議を進める中で法的な部分のクリアも含めて、指導・協議を進めていきたい。

浅田委員

ごみの処分にあたってはマイカル小樽だけに任せるのではなく、市としても十分に関わっていくということか。

環境部長

市が指導していくのは勿論であるが、マイカル側からも市としての取り扱いについての指導要請があるので、それについては積極的に対応していきたい。

浅田委員

長崎のハウステンボスは環境問題に配慮された施設と聞かすが、この施設については研究したことがあるか。

環境部長

私の知る限りでは環境部では見ていないと思うが、マイカル桑名や明石等のマイカル系列の施設は承知している。

浅田委員

ハウステンボスは100年後の環境問題を考えて運営しているということである。できれば築港ヤードが立ち上がる前に、環境問題についてもっと厳しく注目すべきであったと考えている。一度このような施設を研究してはどうか。

環境部長

従前はどちらかと言えば、製造業を中心にそのような廃棄物を出さないという具体的な取り組みが行われていたが、最近では飲食関係の商業施設でそのような取り組みが各企業で行われている。新聞報道によるとビール会社もそのような取り組みが実施され、割りばし1本ごみとして出さず、別な形でリサイクルするなどの取り組みを始めているので、ハウステンボスはその先駆的な例と思う。

なお、マイカルグループもそのような戦略的な展開を既に明石や桑名で始めているのでそれらの成果に立った中でマイカル小樽の廃棄物処理をしていきたいという意向なので、今の話も含め積極的な対応をしていきたい。

浅田委員

夜間急病センターについて

昨年度の実績を示せ。

(保健所)総務課長

9年度は内科が5,497人、小児科が2,206人、外科が3,840人、合計が11,543人である。

浅田委員

夜間急病センターの対応について、患者からの苦情の声を聞いているか。

保健所長

時折、いろいろと患者からの意見が入り、その都度病院と連絡を取り、患者との間の誤解がないか、その後患者が2次病院に行っているかどうか等確かめるようにしている。

また、いろいろサービス面で欠ける点があると思われる場合には、医師会の会長ないし理事に連絡を取りながら改善に努めている。

浅田委員

患者の中には保険証を忘れてくる人もいると思うが、そのような場合、窓口では何とかして持ってくるようにという厳しい対応をされると、なおさら具合が悪くなるのではないか。そういった面での市民の苦情はないか。

保健所長

そのような指摘がままあるので、その都度対応についてはお願いをしている。これからもそのように行っていききたい。

佐藤(幸)委員

病院問題について

市立病院統合検討委員会の結論について説明せよ。

(樽病)総務課長

昨年度、両病院を小樽病院に統合できないかということで検討を行った。その結果、改修するのに半年近く休床しなければならないとか、改修するのに76億円の費用がかかるとかということで、既存施設を使用して統合することは難しく、他の方法で検討すべきであるということをも市長に報告したところである。

佐藤(幸)委員

現在行われている病院経営会議の中身について示せ。

(樽病)総務課長

平成5年に両病院で病院経営検討会議をつくり検討を行っている。両病院の中で経営基盤を確立するための当面の対策と中長期的計画をつくり、平成6年度から小樽病院の一部休床や2対1看護ということで、収入増や支出の削減を図ってきた。病院ごとに診療科目が違うので、それぞれの病院で経営を見直すために、今年度それぞれの病院に新たに病院会議をつくり、経営に絞って検討している会議ということで経営会議がある。

佐藤(幸)委員

現状は病院だけの手に負える状況ではなく、何故、市長を中心に全庁的な検討の場を設けないのか。

(樽病)総務課長

市長部局の方では病院から離れた視点で、新たな発想の下に関係部長職による病院会計検討会議をつくって検討をし、いろいろと提言を受けている。これについては病院の組織の改編に関わるもの、病院規模の適正化、病院の自助努力と一般会計からの支援等の提言を受けているが、病院としてはすぐを実施することがなかなか難しく、この内容については両病院の経営会議で検討をしている最中である。

佐藤(幸)委員

不採算部門の検討はされているのか。

樽病事務局長

平成5年に立ち上げた中では病院経営の中で不採算部門などいろいろと議論が出た。一般的には小児科、その他にオープン病棟や結核病棟等が不採算部門と言われているが、現在オープン病棟については46床のうち35床程度が利用されており、この程度入院していれば不採算ということにはならない。

具体的にそれをどうするのかということになれば、小樽病院が地域の基幹病院であるという中で、小児科は廃止する訳にはいかない。また、オープン病棟についても病室を持たない個人開業医のためという目的でつくっており、なかなか廃止できず病院内での検討はした経過はある。

佐藤(幸)委員

このような状況であれば基幹病院の使命だけでは経営は成り立たない。一般病院ではとっくに倒産している。本当に採算が合うようにしていくにはどうしたら良いと考えているのか。

樽病事務局長

一番経営を悪化させているのは何かということで、平成5年度から検討した結果、2つの病院があるため人件費の問題がある。小樽病院では収入に対する人件費が60%を超えており、これを50%まで落とさなければ病院経営は難しい。現在、2つの病院があるということで、事務室が2つありそこに職員を配置しなければならない。また、小樽病院では35床とかの小さな病棟があが、60床と35床を比べても同じ人数を配置しなければならず、構造的な問題が考えられる。

病院サイドとしては構造的な問題や事務所が2つある問題を早期に解決し、建て替えてコンパクトに行った方がよいのかという意見を持っている。

佐藤(幸)委員

病院が2つある問題はすぐに片付く問題ではない。まず、病院として経営できる形はどうあるべきなのかということから考えていくべきではないか。今の小樽病院がどうしたら経営できるのか、ベット数はいくりにするのか。現在経営できる形を一回作りあげてみる必要があるのではないか。

樽病事務局長

現在の病院の構造的な問題がある中で、経営的に良くなる方法は無理だろうと考えている。35床の病棟の詰め所に看護婦は最低16人は必要である。今の構造で60床の病棟につくりかえることは不可能である。

不採算部門を完全に止めて、採算が合うのかどうかまでの細かい検討はしていないが、そのような検討もしてみなければならないのかと考えている。

佐藤(幸)委員

ベット数・看護婦・人件費等の問題について、経営できる形をきちんとつくっていかなければ、全く進んでいかなければいけないのではないか。綿密に計画を立てながら形を作っていかなければ、今後の病院建設はまず無理だろうと思う。今ならまだ可能と考えるがどうか。

樽病事務局長

そのようなことを踏まえて、病院会計検討会議の提言には病院に対する資金的な援助という項目もある。いろいろと努力した中で資金援助もしていかなければならないという意見であるので、その提言を受けてやっと検討に入ったところである。病院側も早急に検討結果を出し、再度病院会計検討会議に報告して支援的なものも今後詰めていきたいと考えている。

佐藤(幸)委員

駐車違反の取り締まりについて

現状はどのようになっているか。

交通安全対策課長

駐車違反は市内あちこちで見受けられる。以前は警察の交通巡視員が駐車違反あるいは道路の交通指導を行っていたが、警察の機構改革により、女性巡視員が女性警察官に昇格したと聞いている。そのため警察全体のことを行わなければならないということで、以前から比べると取り締まりが少なくなっている。

佐藤(幸)委員

現在、駐車禁止の場所にかかなりの車が止められている。桜ヶ丘球場周辺もかなりの車が止められており、違法駐車が増えている。運河周辺におけるの観光客相手の部分ではある程度緩めてもいいが、きちんとやるべきところは全市的に行うべきと思う。仮に警察で取り締まりを実施しないということになれば、市としてはどうするのか。

交通安全対策課長

警察独自の取り締まりは以前より少なくなっている。そのため警察と地域交通安全活動推進委員協議会及び市の三者により、月に2回程度、午後5時から午後6時まで違法駐車の手指導を行っている。その際に注意書きをワイパーに挟めて注意を喚起したり、警察も同行しているので、違法駐車している車両については違反の用紙を貼って取り締まりを行っている。

根本的な解決策は警察の取り締まりしかないと思うが、今後については警察とも協議した、ハイヤー協会等にも違法駐車しないように協力を求めている。

佐藤(幸)委員

長崎屋やグランドホテル周辺におけるタクシーの客待ち態勢が非常に目に余る状況である。ぜひ注意してもらいたい。また、スピード違反等の暴走運転も目につくが、現状どのように考えているか。

交通安全対策課長

この対策は警察の取り締まりしかないと思う。ただ、警察の取り締まりを待っているだけではなく、現在市と交通安全協会で見板をつくっており、例えば臨港線や国道5号にそれを掲げながら注意を喚起していきたい。

佐藤(幸)委員

地下歩道の清掃はどこが所管しているのか。

環境部長

国道の施設の一部なので、国道管理者である。

佐藤(幸)委員

花園グリーンロードの地下歩道もそうか。

環境部長

詳しいことは分からないが、施設の管理者に管理責任があるので、よく調べてみたい。

斉藤委員

クマ騒動について

塩谷4丁目の休耕地がクマの餌場になっていたということだが、経緯を説明願いたい。

総合サービスセンター所長

当該地は農業従事者が畑の堆肥を作るために3～4年ほど前から雑穀を置いていた。それをクマが餌場として居ついたという状況である。

斉藤委員

餌場の後始末については地権者等と話し合いをしているか。

総合サービスセンター所長

クマを射止めた場所は農業をやっている人の所有地である。その方がその土地に住んで堆肥をしてる。農政課と話し農協を通じて、本人は今年か来年に当該地を畑にするという計画があるので、できるだけ早めに伐墾して畑にするということで話をしている。

斉藤委員

堆肥を置いた人は土地の所有者ではないと思うがどうか。

総合サービスセンター所長

餌場としてクマが居着いた場所は、その方の所有地である。自分の所有地に雑穀を持ってきて堆肥している。行く行くはそこを畑にするということであり、委員指摘の場所と違うのではないかと思う。同じ人が別な場所を借りて堆肥をしていたという経過はある。

斉藤委員

その方はクマの餌場となった自分の土地のほかに、他から土地を借りて同じように堆肥を作っていたが、そこは借地契約が切れて放置の状態になっている。その方は自分の所有地と借地があったということか。

総合サービスセンター所長

その通りである。借地の方は今年の3月で契約が切れたので、土地の所有者は早く堆肥している所をどけてほしいという話を再三しているということである。

斉藤委員

土地の所有者としては、自分の土地に置いてある堆肥も含めて、ハンターなどから「熊が寄ってくるかもしれないので、もう少しそのままにしてほしい」など言われている。実際に小山2～3つくらいのかんりの量の堆肥が置き去りにされているが、これは不法投棄にあたらぬか。

(環)管理課長

ごみであれば不法投棄ということになると思うが、肥料ということになればごみだということにならない可能性もあり調査してみたい。

斉藤委員

他人の堆肥を土地に放置された側からすると全く迷惑な代物である。特に再利用するとしても、処分するには人力では無理な量であり、以前の借地人に対して指導できないか。

(環)管理課長

これについては農政課の方で話を進めており、自分の土地で肥料として使うということになっており、本人は片づけるとい話をしている。今後、経過を見てどのように指導をしていくか検討していきたい。

斉藤委員

土地の所有者は高齢者であり、とても自力では処分できない。仮に処分するにしても莫大な費用がかかると思う。現在、農政課が窓口となって対応しているが、環境部としても不法投棄という視点からも注意深く見守ってほしいがどうか。

環境部長

環境部としても緊張感を持つべき状況と押さえている。ただ、今までの経過の中から経済部の方で対応をしているということなので、その辺の動向を見ながら、経済部の対応で現状が改善されない状況が出てきた時に、一定の

対応はしていかなければならない。その辺は経済部と協議をしているので、引き続き連携をとっていきたい。

斉藤委員

北信産業の処分場について

産業廃棄物最終処分場のトラックスケール横に残土処分地があったが、現在どのような状況か。雨の強い日には汚泥が流れているという話も聞くが、どうか。

環境部長

北信産業の処分場については、現在、産業廃棄物処理場としての記録がない。かつて埋め立てをしていた時には産廃ではなく、土砂を埋め立てて造成をしたということである。

法律的には土地造成ではなかったかと記憶しており、その意味で処理施設の記録がないのかと思う。なお、現況を把握していないので早急に調べて報告したい。

斉藤委員

あの下では長年農家の人たちが川から取水し露地物野菜を作っている。農家の人達も川の汚れに大変不安を抱いているので、調査していただきたい。

歩道橋階段部分の下側について

目の不自由な人にとっては音や動きのない場所なので、非常に危険な箇所の一つになっている。道路管理者からいえば、歩道橋の下は立ち入りを禁止しなければならないスペースである。例えばフェンスや花壇等を設けて人が入れないようにするというのが基本であるが、寒冷地の場合、なかなかそのようなものは設置されておらず、結果的に危険な状況が放置されている。何か対策を講じてもらえないか。

交通安全対策課長

歩道橋下は一つの空間になっているので、花壇やフェンスということも考えられるが、設置者である道路管理者と話をしてみたい。

斉藤委員

特に他都市の事例では階段の下をフェンスで覆ったところ、ごみ捨て場になってしまったということである。福祉の面から言えば、危険を察知できるものを設置するということになるが、関係部局で検討してもらいたい。

稲北のコミュニティセンターについて

単独で設置するよりも建物内に設置する方が安上がりと言っていたが、実際にはどの程度違うのか。

総合サービスセンター所長

単独の場合、当初の計画では約10億円である。今回のように稲北ビルに設置する場合は7億円余りということで、施設関係では約3億円少ない。

斉藤委員

7億円の内訳を示せ。

総合サービスセンター所長

本体部分では4・5階部分と駐車場約40台部分を合わせて、7億600万円ということである。備品関係については別途ある。

斉藤委員

当初計画の数字は変わっているか。

総合サービスセンター所長

当時は消費税が3%ということで7億600万円となっていたが、現在、それが5%になっているので、約7億2,000万円になるかと思う。

斉藤委員

駐車場とコミュニティセンターの本体は3%の消費税で7億600万円というが、床面積はいくらか。

総合サービスセンター所長

コミュニティセンターの関係では4・5階部分を含めて2,151㎡である。

斉藤委員

コミュニティセンター部分の売買面積は約2,430㎡になると思うが、2,151㎡というのはいつ時点の数字か。

総合サービスセンター所長

札幌フードセンターが出店すると決まったときの数字である。

斉藤委員

これは専用部分の面積か。

総合サービスセンター所長

ほとんどが専用スペースである。1階からエレベーター等の関係スペースがあるので、共有部分を面積割で積み上げた数字である。

斉藤委員

市の駐車場は4階部分にあるが、車はいきなり4階に入って来ない訳であり、地下部分に駐車場に要する面積があるのではないか。

総合サービスセンター所長

4階の駐車場については自走式なので、2~4階の共有するスペースはあるが、その面積はここには入っていない。

斉藤委員

私が持っている資料には地下部分に駐車場に関連する面積が計上されているが、理事者はどうか。

総合サービスセンター所長

地下部分については車の出入り部分は共有で使うことになっているが、センターとして専用部分はない。

斉藤委員

我々が求めた資料の中には地下部分に駐車スペースがある。それは地下と1階部分で建物の構造上、地下部分の駐車場の入り口に関係するスペース部分がある。理事者が言っている2,151㎡の買取面積と2,430㎡では全然違う。コミュニティセンター部分で面積換算しない部分が出てくるというのは分からない。少なくとも2,151㎡で7億600万円という数字はあわないので、後程報告願いたい。

市民部長

面積については駐車場にしてもコミュニティセンターだけの駐車場ということではなく、自走式の中でもそれぞれ共有部分があると思うので、按分率の関係で面積が付与されることがあると思う。その辺精査した中で答弁したい。

斉藤委員

コミュニティセンターとしてこのような中身にしたいという協議ははいつ・どんな形で行われ、それは設計に反映されたか。

総合サービスセンター所長

当初、計画する段階では担当の部・課と協議をし、企画会議にかけて決定している。その中で集会室として利用されるのが約200㎡、その他に和室・調理実習室・体育館(約720㎡)、管理用の事務室、さらに児童館を併設するので児童集会室・遊戯室・図書コーナーを設置してほしいと希望し、設計されている。

斉藤委員



要望は全て盛り込まれたと理解してよいか。

総合サービスセンター所長

だいたい盛り込まれたと理解している。

斉藤委員

積み上げ方式で協議がされたのか。例えば体育館は概算でどの程度と押えて積み上げていったものか。それとも希望する施設を話した中で出されたものが先程の数字か。

総合サービスセンター所長

当初、児童館と併設するという形で決まったので、こちらから必要最小限度という形で体育館・集会室・調理実習室を、また、駐車場についてもできるだけ多くということで30～40台くらいをお願いし、設計されたということである。

久末委員

ごみの分別収集について

分別収集モデル事業を実施している地区及び今後予定している地区を示せ。

(環境部)白沢主幹

このモデル事業は平成8年度からスタートしているが、現在5地区、12,000世帯を対象に分別収集を実施している。今年度の目標はあと3,000世帯くらいの地域を年度内に拡大したい。町会の名前については現在当たっているところもあり、今時点ではその名前は申し上げられない。

来年度以降については、昨年リサイクルセンターがオープンし、その中で稼働日が週2～3日なので、できるだけ稼働に近い状態で実施できるように、来年度以降、地域を拡大していきたいと考えている。

久末委員

モデル地域はどのように決めているのか。

(環境部)白沢主幹

昨年8月にアンケート調査を実施し、その中ですぐに取り組み町会が5～6くらいあったので、現在優先的に話し合いを行っている。ただ、今すぐには無理だけれども、できるだけ早い時期にという町会もある。その中では現在銭函方面の町会と話し合いを行っている。今すぐには無理だけれども、町会の中でももう少し検討させてほしいことで分別収集については一部保留になっている。

環境部としては必ずしも中心部だけを優先的に行おうと考えている訳ではなく、これから周辺、勿論桃内の町会についてもごみ処理施設ができるので、周辺地域も含めて引き続き町内会とも協議をしながら、地域を拡大していきたい。

久末委員

どのような条件が整えば、モデル事業の地区に指定されるのか。

(環境部)白沢主幹

条件は特にないが、地域で集団資源回収事業を従来から行われている地域については、住民は分別収集に比較的慣れているので、抵抗なく入れるのかと考えている。ただ、集団資源回収事業は市内全域で取り組んでいる訳ではないので、全く町内会では取り組んでいない地域もある。分別収集の方法は各家庭で分別し、決められた2種類の袋に入れて指定された曜日に出してもらっており、特別難しい条件はないと思う。

久末委員

コンポストの利用状況について示せ。

(環境部)主幹

平成4年度にコンポストのモニターということで開始し、現在6年目を迎えている。10年度については屋外用と室内用ということで各200個ずつ予算を計上した。平成5年度は約1,200個程利用され、好調なスタートをきったが、その後年々減り、申し込みが半減している状況である。平成9年度は128個の申し込みであり、今年度は屋外用が220個、屋内用が134個ということで、やや盛り返した状況である。

久末委員

育児相談について

近年の核家族化や都市化に伴い、育児相談の件数が増えていると聞く。相談の主なものは子供の病気など健康面の相談がほとんどかと思う。

子供が初めて社会に出るのは保育所や幼稚園と思うが、それまでに親がきちんとしたしつけをしていかなければ、子供が社会に出たときに子供同士のトラブルがあった時など子供の将来を左右することにも繋がりがねない。

現在、育児相談ということで「母親教室」や「すくすく教室」を実施しているが、母親の悩みを解消し、心の教育を母親にしてあげるような体制づくりはできないか。

(保健所)藤井主幹

各検診、母親学級等で、妊娠や子供の発育に関して話をするが、各時期における心の問題は非常に微妙である。核家族化しているので同居人から話を聞くという機会が少ない。

また、地域においても同年代の母親同士の接触が少ないということで、例えば妊娠期間であれば、母親学級の中にその項目を取り入れたり、昨年から父親にも育児その他に参加してもらい、弱い者をフォローしてもらうことを考えている。また、子育て時期であれば「すくすく教室」に極力参加してもらい、自分の子供の年令における発育はどうかを心掛けていきたい。また、個別の心の相談については相談員や保健婦等も対応するが、各検診の指導場面で意識的にこちらから地域・家庭での心の発育を話し掛けている。

久末委員

親が子供に対して物事の善し悪しをきちんと教えることが子供の成長にとって基本と思う。幼児期における親のきちんとした教育が一番必要であり、今後この部分の充実も検討できないか。

保健所長

今、子供たちも困っており、また、母親も子供をどのように教育したらよいかを考えているのではないかと。我々が子供の頃は学校から帰ってくると親とのコミュニケーションがあったが、現在、女性の社会進出していく中で、それを受けていけない子供もおり、そこを自分でなんとかしていかなければならないというところが心配である。

今後、保健所だけではなく、学校・福祉とも力を合わせてやっていくことが必要と考えている。

大竹委員

ごみの分別収集について

ごみ処分場の延命という点からも分別収集は必要なことである。市として将来あるべき姿、減量化に対する目標と現状認識について示せ。

環境部長

ごみの分別に対する基本的な考え方は、現在燃やすごみ、燃やさないごみという形で家庭系ごみの分別を行っている。ただ、焼却場の限界から、5万トンの家庭系のごみのうち4万トンが可燃ごみであるが、平成10年度の実績では1万3,000トンしか焼却していない。これからの減量や資源回収からすれば、もっと徹底した分別をして、できるだけ焼却や埋立量も少なくするためには、資源ごみの分別をきちんとする中で、本州の先進市では10種類の分別を行っている都市もあるので、もっときめ細かい対応をしていかなければならないと考えている。

大竹委員

いくらごみの分別を決めても、排出する側の協力がなければうまくいかない。市民協力に対するPRについて、どのように考えているか。また、効率的な手段として何段階に分別する考えか。

環境部長

いくら市が分別収集するといっても、現在その受け皿がない状況であり、基本計画レベルでの詰めしかしていない。ごみ処理の受け皿体制をどうするかによって、市民にどういう形でお願いするか決まってくる。現在、4万トンの可燃ごみの内、1万3,000トンしか燃やしていない。残りは結果的には不燃ごみと同じような扱いにしている状況から、その辺の検討をしないで将来のトレーニングという形で、何段階に分別するというのを言う状況にない。

大竹委員

半透明の収集袋の導入について

札幌市では10月1日から実施され、他の市町村についても既に実施しているところがある。仮に実施するにしても、ある程度周知徹底してから行うのであれば、効果はないと思う。また、実際に半透明の袋にするにしても、ただ半透明であれば良いということではなく、例えば何種類かに分別するとすれば、その種類によって色分けすることも考えなければならないと思う。今からできるものであれば、将来の分別収集に向けて事前のトレーニングが必要なのではないか。

環境部長

ごみ袋については内部で検討の素材に載っている。例えばダンボールの中にごみが入っている場合、ダンボール等を集団資源回収に回してもらえれば、その分ごみの量は減るし、資源回収にもなる。そういった観点も含めて徹底してもらおう。そういったことを行うとすれば、半透明の袋にするということについてお願いをする。その場合は市民にお願いをするだけでなく、半透明袋を出す商業者の側にもお願いしなければならない。その点ではマイカルグループは先取りする形で半透明ということ考えている部分はある。そう遠くない時期に半透明でないものがスーパーや量販店から姿を消すことになっている。

ごみ袋については袋の中を見るということではなく、ごみの適正処理、ビン・缶等が入っていないかを確認するという意味も含めて、実施していかなければならないと思っている。ただ、その際には今日言って明日から実施ということにはならないので、その辺は十分考慮していかなければならないと考えている。

大竹委員

現在、5地区で分別収集のモデル事業が実施されているが、同事業を実施していない地区の一般家庭でもごみの分別をきちんと行っている家庭がある。ただ、モデル地区でなければ折角分別しても一緒に収集されているのが現状である。

現在、資源ごみを資源ごみとして収集できる車もつくられている。そのような車両の導入も図りながら、モデル地区以外にも分別収集を広げ、ごみに対する一般市民の理解を得るようにしていくべきと思うが、どうか。

環境部長

現在、小樽市が資源ごみを収集しているのはパッカー車ではない。例えば札幌市では8月から動き始めているのは、パッカー車で資源ごみも収集している。1台の車で2種類のごみを収集可能な車も開発されている。今後、どのような分別をするのか、また、どういう形でのごみの収集運搬・処分をするかということを睨みながら、十分検討し対応していかなければならないと考えている。

大竹委員

生ごみのリサイクルについて

外食産業ではそこから排出される生ごみを堆肥づくりに回し、その堆肥を利用してつくられた野菜をを外食産業の食材に使用するという取り組みが行われている。市内の外食産業でも行われている。また、日本フードサービス

協会でも一、二年の中で取り組みをする予定であるが、これについてどのように考えているか。

(環境部)白沢主幹

基本的に事業系のごみは、事業者の責任のもとに処理してもらうことが一番ベターであると思っている。その意味でマイカル小樽についても施設内で自己処理してもらい、商業施設・テナントのごみ処理も、一つの考え方としてはそのような方向に向かっていくのではないか。その中で一部外食産業の中でチェーン店を通して分別収集しながら、生ごみの堆肥を基に野菜づくりを行い、それをチェーン店で使用するというシステムが取り組まれている。市内にもいろいろな種類のチェーン店があると思うが、店を訪問するなりして、今後拡大して行けるのか、話し合いを進めていきたい。

大竹委員

事業系の一般廃棄物について

事業者も処理責任を負っており、今後、処理料についてはどのように考えているか。

(環境部)三好主幹

事業系廃棄物については収集運搬料をもらっているが、処理料についてはもらっていない。今後処理料をもらう方向で検討中である。

大竹委員

それによって減量化あるいは資源化が進むことを望むので、早急をお願いしたい。

マイカル小樽のごみ処理について

同社によるごみのリサイクルが行われるというが、稼働される時間・処理能力はどの程度なのか。同時に可燃ごみの処理をしながら、冷暖房に使うと言うことであれば、1日当たり同施設内から排出される15トンの排出量では足りないのではないか。その場合、市内から排出される可燃ごみの処理依頼をしていくことも考えられるのではないか。

(環境部)白沢主幹

一つの考え方として、エネルギーセンター棟があり、ごみを利用して地区内の冷暖房に充てるという考え方もある。マイカル側でもそれを検討した経緯はあるが、結果的に今の状況では燃料化は困難であるということであり、今回については生ごみを含めて、他の施設から排出されるごみについては燃料化する考え方はない。また、生ごみについては炭化処理の方向で考えている。

なお、エネルギーの源はガスを想定しており、その中で市の可燃ゴミを含めて燃やしていくということはならないかと考えている。

大竹委員

燃料化が困難な理由は何か。

(環境部)白沢主幹

技術的には可燃ごみを燃料化するところまでいっていると思う。ただ、固形燃料を燃やしたあとのダイオキシン処理装置をつけていかなければならないこと、また、今の時点での量的判断も含めて、マイカルとしては地区内から排出される可燃ごみを固形燃料としてやっていくには時期尚早という判断から、燃料化を断念したということである。

大竹委員

築港地区はリサイクルするということではなく、ただ収集するだけの施設か。

(環境部)白沢主幹

1日15トンのうち5分の4をリサイクルする中で、缶・ビン等を含め分別し資源に回っていくことになる。また、ダンボール・プラスチック類も分別して資源化する。生ごみについては炭化処理することになっているので、

炭化された固形物がどういう形で使われるかということについては詰めていないが、市の方で埋立処分するのではなく、一定程度リサイクルできる道を探してもらいたいということで協議している。

大竹委員

炭化処理するにあたり、ダイオキシンの問題はないのか。

環境部長

炭化施設は焼却するのではなく、蒸し焼きにする。同じような施設が中野区にもあり、このプラントを使っているが、ダイオキシンの心配はないということである。なお、生ごみは炭化したあと、燃料にもできるが、むしろ例えば路盤材に使うとかの利用も具体的に検討しているということである。発砲スチロールの箱は溶剤で溶かし、ドラム缶に液状にして再生工場に出し、溶剤と原料の部分を分離して再利用する。

また、ビン・缶についても色分け、アルミ及びスチール缶に分けプレスして地元の資源回収業者に引き取ってもらう。単に収集するだけではなく、中間的な処理をしながらやっていくということである。

大竹委員

紙おむつの処理について

病院・特別養護老人ホームではどのように処理されている。また、これについてどのような指導が行われているか。

(保健所)総務課長

毎年、病院の医療監視を行っており、感染性廃棄物は感染の危険がないようにチェックしている。

大竹委員

現状、感染性廃棄物はどこでどのように処理されているのか。

(保健所)総務課長

感染性廃棄物は滅菌し、一般の産業廃棄物業者に運搬してもらう方法、また、特別管理産業廃棄物業者に運搬処分してもらう方法がある。処理された記録は5年間保存しておりチェックは十分行っている。

大竹委員

伍助沢の一般廃棄物処分場に捨てられているのか。

(保健所)総務課長

委託された産廃業者まではチェックしているが、その後の経路は把握していない。

大竹委員

今後、いろいろな影響が予想されるので、きちんとチェックすべきではないのか。

保健所長

原則として病院等で排出される感染性廃棄物と言えども、業務上の廃棄物である。これらは環境部で対応しているが、保健所としても医療監視の時の一つの重要なチェックポイントなので、どのように感染性のものが処理されているのか、業者が運搬する前に病院のどこに貯蔵されているのか。また、最近ではO-157の問題や結核等、院内感染が非常に重要な問題になってきているので、国の指導で病院内に感染対策委員会を必ず設置することになっている。同委員会の記録によって、どのように職員に徹底しているのかを見ているところである。

ライセンスを持つ業者に渡したら、そのあと廃棄物処分場までチェックすべきかどうかについては環境部と検討してみたい。

大竹委員

感染性廃棄物についてはきちんとチェックした中で、市民が不安を抱かないような体制づくりを願いたい。

保健所長

院内感染が重要になってきているので、それを厳重に見ていきたい。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時20分

阿部委員

介護保険について

導入まであと2年、来年10月からは要介護の認定作業が始まる。介護保険の中身について、国の方ではどのような作業を進め、それに合わせて本市ではどのような検討を行っているのか。

高齢福祉課長

昨年12月に介護保険法及び関連法案が成立し、はっきり決まっているのはいろいろな事務・事業については医療保険福祉審議会に出すこと、また、来年10月から予備的に要介護認定を開始するということである。

同審議会では要介護認定、各種の在宅サービス事業者の指定基準等を精力的に検討している。我々も国の審議会に出す稟議案をもらい、それを念頭に置きながら検討している。

また、具体的な取り組みでは今年の7月に平野助役をトップに関係部長から成る介護保険のプロジェクトチームをつくり、老人保健福祉計画や介護保険事業計画の策定についてどのような体制で具体的に取り組んでいったらいいのか現在検討中である。

阿部議員

来年10月から要介護の認定作業が始まるということになれば、仮に国の動きが決まっていなくても、本市としての基本的な方針が必要になってくるのではないかと考えている。

高齢福祉課長

今回の介護保険に関連して、政令が今年の12月に、また省令は来年3月を目途に出されるという状況である。この4月に企画調整係が新設されたので、要介護認定、介護サービスモデル事業等を中心に、介護保険としては介護保険事業の基になる事業計画の策定が根っこになるのかと考えている。

阿部委員

介護認定について

これまで我々は認定についての疑問を指摘してきたが、今回はランク付けということで、例えば同じ病気の人でも在宅の人と、病院以外の医療措置ができる施設に入っている人では認定ランクに違いはあるのか。

高齢福祉課長

国の考え方はその方の状態に応じて、介護保険が必要なかどうか、度合いについて決めるということなので、基本的には同じランクになるのかと考えている。

阿部委員

今、老人が入院すると一般病棟で考えれば、2週間以内の人は診療点数が615点である。1カ月を超えると230点、3カ月を超えると150点、6カ月では90点となり、患者を長く置けば置くほど病院は赤字になる。そうすれば退院してもらおうということになる。そのような人が在宅で介護を受けると、医療施設が近くにある施設にいる人とは実際にサービスを受ける段階では違うのではないかと考えている。

高齢福祉課長

今回の制度は介護ということに着目して、その人の状態に応じてどういうランクかということが基本的な考え方である。昨年、モデル事業を行ったが、今年も全国一斉に行っている中で、この問題点を探りだそうということになっている。それを踏まえた中で我々も研究していかなければならない課題と考えている。

阿部委員

保険料及び利用料等の利用者負担について

現在、国保料の滞納状況を説明せよ。

(市民部)伊藤主幹

9年度の未納事由は 低所得者が973件、約7,000万円、 事業不振が301件5,200万円、 納付意識の希薄が765件、8,500万円等となっている。

阿部委員

これらについては現在全く未納の状況なのか。

(市民部)伊藤主幹

全く納付されていなければ1件として数えており、一部未納があるということである。

阿部委員

介護保険が導入された場合、現在分割納入している人たちは納付できなくなるという心配はないか。

保険年金課長

介護保険が導入された場合、国保料に上乗せということで聞いている。ただ、介護保険になれば、医療拠出金特に老健拠出金の部分であるが、当然公費負担の部分が介護保険に賄われる中では、現行の保険料が下がったのに合わせて、どれだけ介護保険がオンされるかということになる。

確かに未納世帯が多いが、それらの世帯でも分割納付を行っている世帯も多々ある。こういった部分については生活困窮の度合い等を勘案しながら納付いただいているのが実態である。現実的には納付意識の希薄部分が総額の中で、さらに高い未納になっていくのかと危惧している。

阿部委員

国保料の滞納の場合は保険証を取り上げる等のペナルティーがある。介護保険についても利用を差し止める等のペナルティーがあると思うが、仮に滞納者が出た場合、国保の方ではどのように対応するのか。

保険年金課長

現在、国保では滞納者に対し、ペナルティーの部分については保険証に代わる資格証明書を発行し、医療機関に掛かる時にはそれを提示することによって窓口で10割負担をしてもらう。その後、国保の窓口で7割を現金給付される。その際に滞納額については納付交渉した中で納めてもらうことになっている。

ただ、介護保険についても資格証明書があると聞いているし、法の中でも納付相談から一歩進み、相談しなくても未納の保険料は充当できるという文面もあると聞いている。当然、国保も同様の形になるかと思う。市としても92%の加入者がまじめに納付しており、負担の公平という見地からすると現在取り扱っている基準の中で運用していきたい。

阿部委員

65歳以上の1号被保険者に係る保険料の滞納についてはどうか。

高齢福祉課長

現在、まだ省令が出されていないが、一定期間以上滞納すれば、支払方法の変更ということになる。通常9割を保険から支払うことになるが、100%を支払ってもらい、その後90%について市に請求してもらう。それでも支払いできない場合は給付の一時差し止めを行い、その中で納付相談をしながら少しでも納付していただく。それでも納付してもらえない場合は、最終的には保険料と利用者負担分を相殺するといった方法が法律上の制度となっている。

阿部委員

それは国の方針であり、高齢化率の高い本市としてはそれをそのまま導入することが果たして良いのか疑問である。全体の方向が決まっていなくても、分かっている部分で小樽独自の方向性を打ち出すべきではないか。

福祉部長

これは基本的には国の制度である。今後、政・省令が300本くらい出る中で、小樽市として何をしなければな

らないかということになる。この制度の大枠は示されたが、個々の課題については示されていない。その意味では市民の方々には不安要素があることは否めないが、これについては国の動きを見ながら、制度のPRに努めていきたい。

また、介護保険の導入に向けての老健計画の見直しと合わせて、介護保険の利用計画のために6,800人くらいの実態調査をしている。これを実施しないと小樽市における介護保険のサービス提供量がどうなのかという推計ができない。この調査を精力的に実施し小樽市として基盤整備を含め、こういったサービス提供量が推計できるのか、その議論を早急にしていかなければならないと思う。

ただ、不安要素も沢山あるし、この制度自体が他の社会保険制度との絡み、特に国民健康保険の関係とも絡むので、走りながらの調整を必要かと思いつつも、市民PRについては今言った観点でまとめていきたい。

この導入に向けて庁内では福祉部だけではなく、助役をキャップに全庁的なプロジェクトチームを設けているし、また、この下には2つのワーキンググループを用意しており、そこから中間報告をもらっている。近いうちにプロジェクトチームに上げて、小樽市としての方向性を示していきたい。

阿部委員

本会議の市長答弁でも介護保険が決まらなければ、全て決定しないような答弁が繰り返されている。来年10月から認定作業が始まる訳である。今のままでは施設の面やヘルパー等の確保など、事業計画がどこまで進むのか心配するがどうか。

福祉部長

市長が本会議で答弁した住宅改造については、一部介護保険の中にサービスメニューということであるが、それはまだ確定していない。今、介護保険で示されている住宅改造は数センチメートルの段差解消や階段の手すりしかない。ただ、これはまだ確定しておらずそれとの絡みを見ながらということで答弁を行った。

また、基盤整備については現行老健計画が来年で終了する。個別の課題はいろいろあるが、平均でいくと80%の達成率である。このようなことからいくと、今後の介護保険導入に向けて、今までの老健計画と同じような形で基盤整備を進めるかについては、厚生省の考え方もあるので、非常に厳しいと思う。

ただ、6,800人の実態調査をする中で、高齢化率の高い小樽がどのような在宅福祉や基盤整備をすべきかというのは実態調査の中で推計していく。現時点ではヘルパーなど個別のものは別として、80%の進捗率であれば、道内他都市と比較しても遜色はない状況である。基盤整備については引き続き、法人の協力も得ながら、進めていきたい。

阿部委員

確かに全国的に見てもゴールドプランが100%達成したという都市は3割程度しかない。逆に言うとこれら3割の自治体は介護保険導入までに基盤整備を終わらせて、受け入れ体制ができていくということである。小樽市としても早い時期に基盤整備を100%達成して、国がどのような方針を打ち出して来ても、市民の健康・生活を守るとい自治体本来の姿を示してもらいたい。

営利企業の参入について

今回の介護保険で認められているが、市内にはそのような企業はあるのか。

高齢福祉課長

市内の事業者の中からは直接聞いたことはない。ただ、札幌の二、三の業者から事業展開を考えたいという問い合わせは聞いている。

阿部委員

企業が参入してくれば、いろいろな問題が発生してくると思うが、どうか。

高齢福祉課長



在宅で言えば民間であろうと公共であろうと事業者の指定を受て行う場合、利用者の1割負担は同じである。ただ、質に若干事業者なりのノウハウや経営方針で違いは出てくると思うが、基本的な介護ということではほぼ均一のものを目指していると考えている。

阿部委員

一定の料金は変わらないが、当然企業である以上サービス面で公的機関とは違ってくるのではないかと。

高齢福祉課長

今回の介護保険の一つの狙いは事業主体の如何によらず、良質なサービスを提供するということである。要介護者にとって質の悪いサービスであれば、違うところに代わることも可能である。そういうことで互いに良い介護の質を担保することがこの制度と考えている。

阿部委員

利用者側からのいろいろな疑問が出てきている。国の進め方を見ながらと言わないで、小樽市としての独自性を出してもらいたい。

琴坂委員

障害者の政治参加について

基本的人権を保障する政治参加の条件整備について、障害者計画の中ではどのような検討がされたのか。

社会福祉課長

同計画の策定にあたり、障害者の政治活動という個々の記載はない。障害のある人もない人も、大きな意味での考え方で計画をしたところである。

琴坂委員

福祉のまちづくりという項目の中ではまち全体と公共施設という形で整備していくという方針があるが、投票所ということになれば施設そのものではなく、違った概念になる。

これは選挙管理委員会任せではなく、障害者の権利として福祉部もきちんと取り組んでほしいと思う。具体的な例としては投票所が2階にあったり、また、靴を脱いでスリッパに履き替えなければならなかったり、本庁で不在者投票をする場合は別館入り口に車寄せがないなど、障害者にとっては決して良い条件ではない。

これらについて、福祉部としてどのような改善方法を考えているか。

社会福祉課長

今回の選挙にあたり、いくつかの観点から福祉部と社会福祉協議会等と協議をし、また関係団体からの要請等もあり、できることから改善に向けて協議を行った経過がある。

スロープの問題、車椅子の配置等々の改善に努めたところであるが、今後も投票所の状況を踏まえながら、選管と十分協議していきたい。

琴坂委員

選挙権を行使したいと考えている障害者は、沢山の人達にお世話になりながら、投票所に行くことに堪えられないと思う。選挙権を行使する時ぐらい、自立して1票を投じたいというのが障害者の原点であると思う。

今回の選挙にあたり、ある程度の努力の跡は窺えるが、ただ、何とも解決のしようがないものが依然として残っている。具体的にいつまでに改善していくのか。

福祉部長

障害者ばかりではなく、高齢者で体の不自由な方も含めて考えていかなければならないと思う。政治参加については自分の意志で自らが行くというのがあるべき姿と思う。

全ての投票所を承知していないので、これから協議していくが、今年障害者計画を定めた訳であり、福祉部は障

害者施策をトータル的に実施していくという立場から、今後も障害者団体の意見を聞くなどして、できるものから改善していきたい。

障害者計画を策定した中でのバリアフリー、ノーマライゼーションの理念を推進していくのは、福祉部が中心になって行っていくべきだと考えている。

琴坂委員

靴を履き替えなければならない投票所は全て町内会館である。選管にシートを敷いて土足で入場させてほしいとお願いしたが、汚れるため実現されなかった経過がある。町内会館への助成はその公共性に鑑みて行っている。投票所としての活用も公共性の一つと思う。多少の迷惑はかかるが、土足で入場できるようにすることも一つの方法ではないか。

また、投票所として利用する箇所については段差解消等で協力を願うという点から、助成制度の上乗せを検討できないか。

市民部次長

シートについては投票所となっている町会関係者と話し、お願いできるものであればそのような方法で話をしたいと考えている。

建設費に対する助成について、平成4年に新築あるいは増改築について、500万円から倍にしたという経過がある。まだ五、六年しか経過していないという状況もあり、さらには建築単価そのものに大きな変化がないということもあり、なかなか難しさがあるかと思うが、道内の他都市の状況等を調べてみたい。

琴坂委員

本会議の傍聴について

障害者や高齢者は建物の構造上本会議の傍聴ができない。この問題についてはどのように考えているか。

モニターテレビの市民ホール設置について

議会と市民の距離を縮めていかなければならないと痛切に感じている。ましてや障害者や高齢者であるために議会の傍聴ができないという状況は、行政として早急に解決していくべきであろうと思う。これに対する福祉部の考え方を示せ。

社会福祉課長

福祉部としてはバリアフリーという観点から、障害者も高齢者も容易に本会議場に行ける配慮が必要であると思っている。ただ、以前に総務部の方でいろいろな角度から検討したが、エレベーターの設置、改築については構造上なかなか難しいと聞いている。

今後、他にいい方法がないのか、総務部と協議していきたい。

本会議場に行けない人を対象に市民ホールに設置することは障害者・高齢者にとって必要なことと思うが、これについても総務部・議会事務局と協議が必要と考えている。

琴坂委員

必要なことについてきちんと主張する姿勢を見せることが、障害者計画をつくったことの意味があるのではないか。

福祉部長

本会議場だけではなく、旧館については高齢者等が大変難儀をしているということで、正面にエスカレーターや本会議場へのエレベーターの設置等を検討した経過がある。構造的に旧館と新館を結ぶ渡り廊下を通らなければならないということ、旧館部分についても階段部分の撤去など大規模な改修が必要となり、うまくいかなかった経過がある。

冒頭話があった部分については行政としてある程度解決できる課題かと思うので、これはしてかなければならない。ただ、本会議場に関して言えば、一つの選択肢としてモニターテレビということがあったので、これは福祉部だけで考えるものではないので協議をいたしたい。障害者計画を策定し、市民に理念や方向性を示したので、今指摘のあったものについては関係団体の意見を聞きながら、推進する方向でいくというのが福祉部の基本的なスタンスである。

バリアフリー等の観点からいくと、福祉部が中心となって関係者の意見を聞き推進していく方向性で進めていきたい。ただ、具体的な問題については関係部局と調整しながら、相談していきたい。

琴坂委員

産業廃棄物の処理について

環境部から資料が提出されたが、この措置はどのような状況でとられたのか。

環境部管理課長

平成8年10月に行政監察局主催の行政相談で、住民の方から出された苦情がきっかけである。その苦情を受けて、現地を確認したところ問題のある形で廃棄物が保管されていた。早速指導を行い、さらに廃棄物の積み替え保管施設に該当するという判断から基準に合った施設をつくり、許可をとるように指導をし、平成9年6月に収集運搬業の一部変更、積み替え保管施設を含む収集運搬業として許可を取ったという経過である。

琴坂委員

これは昭和56年に議会で取り上げ、当時の部長は問題なしということで答弁を避け、最終的に調査をすることとなった不法投棄が行われている処分場である。

昭和56年にこの問題を取り上げ、その事実を認めさせられずに、調査するということがそのままになって、小樽に転居して来た人がこれを発見したことに虚しさを感じる。

この資料にあるように油漏れとして処理されているが、これについての調査、あるいは流れ出ている汚水の検査についてはどのような状況か。

環境部管理課長

最近、同じような苦情が入り、一度現地を見に行っただが、積み替え保管施設から流れ出ているという現状が見られなかった。しみ出ているという可能性はどうなのかということもあったので、雨が降る日を待って現地に行ってきた。ただ、その日は雨の量が多く、それを確認できない状況であった。道路の表面に油が流れているという状況はなかったが、河川については水の量が多過ぎ、油の状況は確認できなかった。日を改めて再度現地に行かなければならないと考えている。

琴坂委員

当時の清掃部長は「自分の土地なので即座に不法投棄とは考えられない。環境汚染ということも考えなければならぬが、今直ちに問題であるとは言えない。今後調査する」という答弁であった。当時、私は現地を掘ってほしいとお願した。しかし、問題がないのに掘る訳にはいかないということであった。

今回の事態を考えると、まさに長い年月をかけてしみ出てきたと考えている。住民からのたつての要請でもあり、そのものがどのような内容のものなのか調査しなければ、根本的な解決にならないのではないかと。

環境部管理課長

しみ出ているということは確認されておらず、また、確認できるような状況にもなかった。川底を見て分かるものであれば、比較的に見つけやすいかと思うが、仮にそうであれば、水質検査も必要になってくるだろうと思う。ただ、しみ出ているかどうか分からないところを探すという訳にはいかないだろうと思う。しみ出て川に流れているようであれば、そこから調べていけるので、もう少し時間をかけながら行っていきたい。

琴坂委員

#### 信号機の設置について

平成6年12月21日に「南湯上の横断歩道に信号機を設置してほしい」という請願が全会一致で採択されたが、今だに実現されていない。市民部としては信号機設置の必要性について、どのように認識しているか。また、警察の方では信号機設置の必要性はないということなのか。

#### 交通安全対策課長

この請願が採択される前に、既に公安委員会に要望をしている。その後も何度か警察に要望を繰り返し行っているが、なかなか実現されていない。現地は近くに入船小学校があり通学路になっている。また、コンビニエンスストアや公衆浴場等もあり、横断歩道の利用者や車両の通行量も多い。そのような面から考えると非常に危険な場所という認識を持っており、信号機の設置についても十分認識している。

ただ、当該路線は結構な勾配やカーブがあり、現状のままの信号機設置については難しいという警察の見解を得ている。根本的な解決となれば、ロードヒーティングしかないだろうということであった。

警察としても通行量が多いこと、また通学路になっていることを十分認識しており、また、特に冬期の場合、勾配があるので危険性があるということで、なんとかしなければならぬという気持ちは持っている。今、何が一番良い方法かといえば、やはり信号機の設置しかないが、ただ、今の現状のままでは設置できない。ロードヒーティングを条件に出されているので、それが設置された場合には十分検討する余地があるということで警察の方でも認識している。

#### 琴坂委員

信号機の設置についてはロードヒーティングが前提であるということ、市民部はきちんと土木部に伝えているのか。

#### 市民部長

入船南線の信号機設置についてはその必要性を十分認識している。警察との話し合いの中でもロードヒーティングを敷設すれば、信号機設置の可能性はあるとの見解を聞いており、その話は土木部にも伝えている。ただ、具体的な返事をもらっていない状況である。

#### 琴坂委員

市民からすれば、請願が採択されながら、それが実現されていないことにしびれをきらしている。市民部としては今後どのように対応していくのか。

#### 市民部長

これで終了ということではなく、必要性を認識しており、機会あるごとに要請を続けているし、これからも続けていきたい。

#### 倉田委員

#### 在宅介護支援センターについて

老人世帯で痴呆の妹と同居している姉が市役所の窓口に痴呆のデイサービスを利用できないか相談に行ったところ、その窓口で断られたということであった。また、老人世帯で痴呆の妻が入院していたが、夫は自宅で面倒をみたいということで福祉センターの高齢者相談センターに相談し在宅で面倒を見ていたが、看病疲れで夫は倒れてしまったということであった。ここでも在宅介護支援センターがあることを相談者に説明されていない。

同支援センターには在宅で面倒をみる時のメニューがいろいろとある。このような相談を受けた時に同支援センターに連絡をすれば、良い方法を考えてくれるということは何故説明できなかったのか。同支援センターの存在が福祉部内部でも根づいていないのか。

#### 高齢社会福祉課長

当然市で在宅介護支援センターの運営事業を行っており、また支援センターではソーシャルワーカーや介護士ということで実施しており、仮に窓口でそのようなことがあったということであれば、今後相談者に対してより適切な対応を徹底させたい。また、福祉部全体についても支援センターは身近な相談機関ということを再度徹底したい。

倉田委員

在宅介護支援センターは出来て間もないということから、まだ市民に知れ渡っていない部分もあり、市としてPRしていくべきと思う。

今後、市と同支援センターとの連携を図る上からも、福祉部内に専門家の相談員がいれば中身のやり取りがスムーズにいくのではないと思うが、どうか。また、相談窓口が沢山あるのはいいが、相談者にとってどこの窓口にいけば、より適切なアドバイスを受けれるのか、部内で連携を強化していくべきと思うがどうか。

福祉部長

在宅介護支援センターは介護保険の導入に向けても、在宅の高齢者・障害者等の支援には核になる施設であると認識している。現在、市内には3ヶ所あり、今回の予算で銭函地区に1カ所新たに設置される予定である。先月、市内の調剤薬局の協力をいただき、在宅介護支援センター連絡所という位置づけで看板を掲げ、機能的には整備されたと思っている。ただ、その利用方法や介護支援センターの存在等については機会あるごとにPRに努めていきたい。

専門の相談員については複雑で微妙な問題がある。現在、同センターは全て社会福祉法人・医療法人に併設あるいは委託しているが、ドクターの意見や痴呆についての判断が難しいということがある。ソーシャルワーカーとの連携をとる必要はあるが、そのために市が独自に専門職員を採用することには、今後の介護保険の導入に向けて市が直接ということではなく、介護支援センターの機能強化をするということと十分補っていけると思っているので、各センターと連携を取りながらPRに努めていきたい。

渡部(智)委員

環境基本条例の制定について

これまでどのような検討がなされ、今後どのように進めていく考えか。

環境対策課長

他都市の条例等を取り寄せ、現在精査している。この条例の制定に向けて近い将来市内の方向性を出し、それを基にそう遠くない時期に示していきたい。

渡部(智)委員

道では平成8年10月に条例制定が行われている。他都市の状況を見た上で方向性を決めるということでは問題ありはしないか。これについては制定するという考え方に立つのかどうか、はっきりさせる必要があるのではないか。現在、問題となっている点は何か。

環境対策課長

環境基本法が制定され基本計画も出来ている中で、ましてや道内では現在4市、10年度中には3市が条例を制定する状況になってきている。その中で小樽市としても行っていきたいと考えている。

ただ、環境基本条例を制定するには、一つには歴建条例等先行している条例との整合性を図っていく上で相当市内の調整が必要である。実際にやっていくためには今のスタッフではなかなか時間的な余裕もないというのが現状である。もう少し時間がかかるが、良い方法がないのか、その辺の調整を行っていきたい。

渡部(智)委員

一つの方法性を出したのであれば、精力的に進めていくことが大事である。他都市の状況を見てと言うが、本市の個性あるまちづくりや独自性・主体性が必要である。

昭和62年8月から10月にかけて生活排水浄化のモデル事業に取り組み、一定の成果を収めた。その後、運河の浄化対策あるいは港湾を含めた庁内における検討会議を行っていると聞いている。平成9年12月に小樽運河浄化対策連絡会議が設置されているが、その事業内容及び今後の進め方について説明せよ。

環境対策課長

10年くらい前に庁内に助役を筆頭に小樽運河対策浄化委員会を設置した。その下に課長職による連絡会議で検討してきた。平成9年12月に連絡会議の一定のまとめを行い、それを委員会に諮って承認をいただいた。

今まで実施してきた対策は 発生源の対策、 河川の対策、 運河内の対策という3つの柱で進めてきた。発生源の対策としては運河の水質調査やPR活動としてリーフレットや水切りネットの配布、また、下水道に接続してもらうために未接続世帯への文書配布や水洗化貸付金の引き上げ・利子軽減等を行ってきている。また、家庭及び事業所対策も行ってきており、例えば飲食店等に対しては下水道に接続してもらうように進めている。

流入河川の対策としては道路側溝の清掃、運河に流入する3河川の浚渫等を行ってきている。また、運河内の対策としては昭和57年から62年まで浚渫を行ってきている。実際に運河北浜から検出された汚泥が相当汚れていることも分かってきているので、その辺の対策を進めている。

今後の取り扱いはこの浄化対策連絡会議が終わったわけではなく、これを引き続きやっていくことになるが、まず実施計画をつくっていこうと考えており、その会合を持つことになっている。

渡部(智)委員

今大事なことは運河に流入する河川のBOD(生物化学的酸素要求量)数値が非常に高いということである。手宮仲川は運河に流入する前の数値が高い。運河の中では北浜周辺の数値が一定の基準より高い状況である。北部周辺には汚泥が相当溜っており、現在、年に一度実施している除去を年2度行うのであれば、運河はきれいにならないし、浮遊物が流れ出る。

また、於古発川の運河に流入する部分を含め、ゴミが相当流れてきている。そこは観光客を含め、目に見えるところなので、常に除去していくことが大切である。当然、家庭における雑排水を含めて対策を図っていくことも大事なことである。検討したことについてはさらに検討を加え、運河・海上における浄化を図ってもらいたい。

環境対策課長

手宮仲川については平成8年に何ヶ所の調査地点を設け、水質調査を実施した。同河川のBOD数値は過去に80~90で推移していたが、最近の水質は以前よりは相当良くなってきている。一つには下水道の普及率が上がってきている。また、未接続世帯へのアンケート調査を実施したが、9割の家庭で台所対策が行われている状況である。現在の数値は33くらいであり、これは以前よりはだんだんと良くなってきている状況にある。

また、運河北浜については何ヶ所の水域等を調査しているが、春先の濁水によって数値が高くなっていることも分かっている。今年、港湾部で水質調査するという事で聞いている。

ゴミの除去については直接事業所が行うことだと思うが、環境部からも要請していきたい。現在、運河浄化の対策が出されているので、これを参考にして他の河川もそのような方向で進めていきたい。

委員長

散会宣告。

散会宣告。